



2025年12月8日

各 位

会社名 abc 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松田 元  
(コード: 8783、スタンダード市場)  
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史  
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行及び自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬として新株式発行（以下、「発行」といいます。）及び自己株式の処分（以下、「処分」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 発行及び処分の概要

##### 《発行》

(1) 払込期日	2026年1月15日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 700,000 株
(3) 発行価額	1株につき 247 円
(4) 発行総額	172,900,000 円
(5) 割当予定先	取締役 3 名 700,000 株

##### 《処分》

(1) 処分期日	2026年1月15日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 202,400 株
(3) 処分価額	1株につき 247 円
(4) 処分総額	49,992,800 円
(5) 処分予定先	執行役員 1 名 202,400 株

#### 2. 発行及び処分の目的及び理由

当社は、企業価値の持続的な向上を図るため、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共に共有し、株価上昇および持続的な成長と中長期的な企業価値向上へのインセンティブを従来以上に高めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度は、2023年6月27日開催の第22回定時株主総会決議において導入が決議され、2025年6月30日開催の第24回定時株主総会において改定を決議し、当社の取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬として支給する金銭債権を年額300百万円以内（うち社外取締役分は60百万円以内）とし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年700,000株以内、譲渡制限対象期間を1年とすることにつき、ご承認をいただいております。

今回、本制度に基づき、当社は譲渡制限付株式報酬として割当予定先である当社の取締役3名、処分予定先である執行役員1名に対し、本制度の目的、割当対象者の職責の範囲などに鑑み、金銭債権合計222,892,800円を付与し、普通株式902,400株（以下、「本株式」といいます。）を割り当てるなどを決定いたしました。

発行及び処分においては、本制度に基づき、割当対象者が当該金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行及び当社が処分する普通株式を受けることになります。

また、当該金銭債権は、割当対象者が、大要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結すること等を条件として支給いたします。

### 3. 株式割当契約の内容

本株式に係る譲渡制限付株式割当契約の主な内容は次のとおりであり、議決権、配当等については、普通株式と同一の内容です。

#### ① 講渡制限期間

2026年1月15日～2027年1月14日

上記に定める譲渡制限期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下「本割当株式」といいます。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」といいます。）。

#### ② 講渡制限の解除

当社は、割当対象者が本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、割当対象者が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社子会社の取締役又は執行役員を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期及び数を必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### ③ 当社による無償取得

本譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、本譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

#### ④ 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、割当対象者がデジタルアセット証券株式会社に開設した専用口座で管理されます。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先、処分予定先に対する本株式は、本制度に基づく当社の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものです。

発行及び処分における発行価額、処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年12月5日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である247円としております。

これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上